

※新型コロナウイルス感染症に罹患したときは、

- ①【新型コロナウイルス感染症罹患証明書】を持参のうえ受診し、医療機関で記入をお願いしてください。
受診時に持参できなかった場合は、登校可能日以降に、あらためて医療機関で記入をお願いしてください。
- ②記入後の証明書を、登校可能日以降すみやかに、コース担任教員へ提出してください。
(新型コロナウイルス感染症の場合、登校許可書は必要ありません。)

■「発症日の翌日から5日間、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」の
数え方

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
ケース1	発症後1日目に 症状が軽快した場合	発症 0日目 出席停止	症状軽快 出席停止	症状軽快後 1日目 出席停止	発症後 3日目 出席停止	発症後 4日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	登校可能	
ケース2	発症後2日目に 症状が軽快した場合	発症 出席停止	症状継続 出席停止	症状軽快 出席停止	症状軽快後 1日目 出席停止	発症後 4日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	登校可能	
ケース3	発症後3日目に 症状が軽快した場合	発症 出席停止	症状継続 出席停止	症状継続 出席停止	症状軽快 出席停止	症状軽快後 1日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	登校可能	
ケース4	発症後4日目に 症状が軽快した場合	発症 出席停止	症状継続 出席停止	症状継続 出席停止	症状継続 出席停止	症状軽快 出席停止	症状軽快後 1日目 出席停止	登校可能	
ケース5	発症後5日目に 症状が軽快した場合	発症 出席停止	症状継続 出席停止	症状継続 出席停止	症状継続 出席停止	症状継続 出席停止	症状軽快 出席停止	症状軽快後 1日目 出席停止	登校可能

※発症日の翌日から5日間かつ症状が軽快した後1日を経過している場合、
発症日を0日目として6日目に登校可能となります。
(例) 5月10日発症の場合は5月16日に登校可能です。

※新型コロナウイルス感染症の公欠として認められるのは、発症後9日目に解熱した場合を最大とします(出席停止は最大10日間)。これ以上の発熱が続く場合は再受診をしてください。